

一関労働基準監督署からのお知らせ

令和5年
12月号

日頃より労働基準行政の推進について、深いご理解のもと、ご支援・ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本年も残り1か月を残すのみとなりました。年末年始の慌ただしい時期、降雪期を迎える、労働災害が増加する時期となりますので、これらを原因とした労働災害を防止するため、着実な安全対策の実施をお願い申し上げます。

特に、雪や凍結による転倒災害の増加時期となりますので、冬季型労働災害の防止に向けた備えを早くからご準備いただきますようお願いいたします。

一関労働基準監督署長

1、「冬季死亡災害ゼロ100日運動」を展開しています！

当署管内における冬季の死亡災害を防止するため、本年も「冬季死亡災害ゼロ100日運動」を令和5年11月22日から令和6年2月29日までにおいて展開します。

本年の重点事項は以下のとおりです。各事業場の皆様におかれましては、積極的な取り組みをお願いいたします。



重点事項1 安全意識と安全知識の高揚を図りましょう

重点事項2 安全管理体制を活性化し、労働者も安全作業を行いましょう

重点事項3 車両系機械(車両系建設機械、車両系荷役運搬機械及び木材伐出機械)による労働災害を防止しましょう

重点事項4 製造装置等機械設備による労働災害を防止しましょう

重点事項5 冬季特有の労働災害を防止しましょう！

2、12月から1月は「令和5年度 いわて年末年始無災害運動」期間です！

〈令和5年度スローガン〉 あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害

年末年始の慌ただしい時期を迎え、寒冷の時期に入って凍結、降雪等の自然要因も加わり、路面の凍結による転倒災害、車両のスリップ事故などの冬季特有の災害が発生するリスクが更に高まる時季となることから、岩手労働局では令和5年12月1日から令和6年1月31日を「令和5年度 いわて年末年始無災害運動」の期間とし、労働災害の根絶に向けた取り組みを展開することとしています。



各事業場におかれましては、以下の事項を実践していただき、冬季における労働災害防止への積極的な取り組みをお願いします。

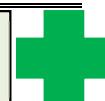
ア 冬季特有災害の防止

- ①積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止
- ②車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止
- ③雪降ろしの際の災害防止
- ④火災・火傷の防止



「冬季死亡災害ゼロ100日運動」(令和5年11月22日～令和6年2月29日)展開中です！

重点事項(安全意識の高揚・管理体制の活性化・重機・燃焼設備・冬季特有災害防止等)への取り組みをお願いします。



⑤一酸化炭素中毒の防止

⑥凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

⑦作業時の保温・体操の実施 ⑧その他の冬季特有災害の防止

イ リスクアセスメント・危険の見える化の実施

ウ 「安全決意宣言」の実施

エ 労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加

3, 令和5年10月末現在における労働災害の発生状況について

休業4日以上の死傷災害 165件 (前年同期と比較して+16件、+10.7%)
(うち、コロナを除く) 138件 (" +34件、+32.7%)
うち、死亡 0件 (" -2件減少)

令和5年10月末現在の死傷災害は165件で、前年同期の149件から16件10.7%の増加となっています。このうち新型コロナウイルス感染症によるものは27件(全体の16.4%)で、これを除くと138件となるものの、前年同期の104件からは34件32.7%と大幅に増加しています。

なお、死亡災害は発生しておりません。

業種別(新型コロナによるものを除く)では、①製造業 34件(前年同期+3件+9.7%)、②建設業 23件(同+8件+53.3%)、③商業 15件(+5件+500.0%)及び接客娯楽業 15件(同+12件+400.0%)、④保健衛生業 13件(同+2件+18.2%)、⑤運輸交通業 10件(同-5件-33.3%)となっており、建設業、商業、接客娯楽業で大きく増加しています。

事故の型別(新型コロナによるものを除く)では、①「転倒」45件(構成比32.6%。前年同期比+15件+50.0%)、②「墜落・転落」24件(同17.4%。+10件+71.4%)、③「飛来・落下」11件(同8.0%。+7件+175.0%)、「激突され」11件(同8.0%。±0件±0.0%)及び「はざまれ・巻き込まれ」11件(同8.0%。-5件-31.3%)となっており、「はざまれ・巻き込まれ」を除いていずれも大きく増加しています。

当署では、令和5年の労働災害を新型コロナによるものを除いて135件以下とするべく、労働災害防止の周知・啓発、監督指導等に努めて参りましたが、達成できませんでした。

労働災害はあってはならないものです。

各事業場の皆様におかれましては、本年はこれ以上労働災害を発生させないという決意の下、労働災害防止対策の着実な実施をお願い申し上げます。



ご安全に!!

